

写

平成24年9月14日

農林水産大臣

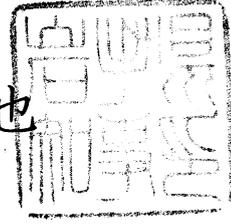
郡 司 彰 様

東京電力株式会社原子力  
発電所事故による風評  
被害の指針への明示  
などを求める要望書

岩手県・宮城県

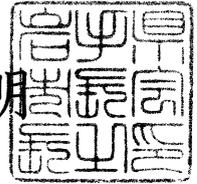
岩手県知事

達 増 拓 也



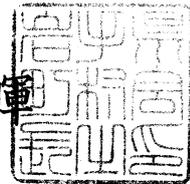
岩手県市長会会長

盛岡市長 谷藤 裕明



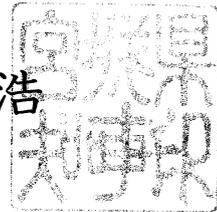
岩手県町村会会長

一戸町長 稲葉 暉



宮城県知事

村 井 嘉 浩



宮城県市長会会長

仙台市長 奥山 恵美子



宮城県町村会会長

利府町長 鈴木 勝雄



# 東京電力株式会社原子力発電所 事故による風評被害の指針 への明示などを求める要望書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）により放出された放射性物質は、岩手県及び宮城県（以下「両県」という。）において、農林水産物の価格低下や観光客の減少による減収、検査費用の負担増加等の風評被害を招き、両県産業に広範にわたって深刻な影響を及ぼしました。

さらに、平成24年4月の食品衛生法改正による食品中における放射性物質の基準値の厳格化以降、出荷制限指示等が相次ぎ、風評被害は収束するどころか拡大の様相を呈しているため、震災からの復興を目指す両県にとって大きな障害となっております。

このような原発事故による被害については、被害発生の実態に即して賠償されるべきものであります。しかしながら、両県の農林水産業や観光業等の風評被害に係る損害の大半が、原子力損害賠償紛争審査会が定めた東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（以下「中間指針」という。）に明示されていないことをもって、東京電力株式会社は損害賠償に消極的な姿勢を示しております。このため、これまで両県では

風評被害を中間指針に明示するよう求めてきたところですが、国は中間指針に明示のない損害についても、個別具体的な事情に応じて相当因果関係が認められるものは賠償の対象になるとの見解にとどまり、未だ実現していない状況にあります。

また、中間指針においては、中間指針に明示されなかった損害についても、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことを東京電力株式会社に求めているところです。しかし、東京電力株式会社は、風評被害の損害賠償において、出荷制限等の対象となった農林水産物に係る損害等を除いては、被害者に対し原発事故との相当因果関係の厳密な証明を強いたり、被害者からの損害賠償請求に応じないなど、両県の被害者が十分な賠償を受けられない状況となっております。

このような状況を打開するため、両県では風評被害の実態について調査等を重ねて来ましたが、農林水産業や観光業をはじめ、幅広い産業分野で風評被害が生じ、深刻な影響が及んでいることが改めて明らかになっています。

ついては、両県の被害者への損害賠償を迅速に進め、一日も早い復興を実現するため、国の責任において、以下の対策を早急に講じられますよう要望いたします。

- 1 出荷制限等の対象となっている農林水産物に限らず、両県の幅広い産業分野で風評被害が発生している実態を踏まえ、すべての両県の風評被害について、中間指針に明示すること。
- 2 東京電力株式会社に対し、両県で発生している被害の実態を認識し、原発事故の原因者として風評被害による損害についても幅広く責任を認め、十分に確実な賠償を迅速に行うよう強く指導すること。
- 3 風評被害により生産活動や事業活動に支障を来たしている生産者や事業者が、その活動を円滑に再開・継続できるように、必要な支援を行うこと。
- 4 首都圏・関西圏を始め全国の消費者、流通関係者、食品関係事業者に対し、国の責任において、食品中の放射性物質の基準値の意味や安全性について確実に普及啓発を行うとともに、販売促進に対する支援策を充実すること。

写

平成24年9月14日

東京電力株式会社

取締役会長

下河邊 和彦様

代表執行役社長

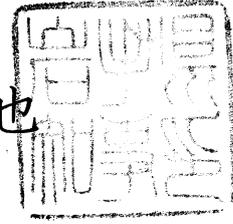
廣瀬 直己様

東京電力株式会社原子力  
発電所事故による  
風評被害に対する賠償  
の完全実施を求める要請書

岩手県・宮城県

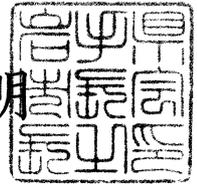
岩手県知事

達 増 拓 也



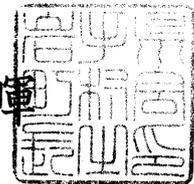
岩手県市長会会長

盛岡市長 谷藤 裕明



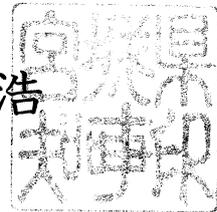
岩手県町村会会長

一戸町長 稲葉 暁



宮城県知事

村 井 嘉 浩



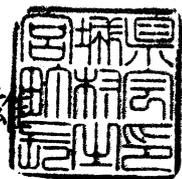
宮城県市長会会長

仙台市長 奥山 恵美子



宮城県町村会会長

利府町長 鈴木 勝雄



# 東京電力株式会社原子力発電所 事故による風評被害に対する 賠償の完全実施を求める要請書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）により放出された放射性物質は、岩手県及び宮城県（以下「両県」という。）において、農林水産物の価格低下や観光客の減少による減収、検査費用の負担増加等の風評被害を招き、両県産業に広範にわたって深刻な影響を及ぼした。

さらに、平成24年4月の食品衛生法改正による食品中の放射性物質の基準値の厳格化以降、出荷制限指示等が相次ぎ、風評被害は収束するどころか拡大の様相を呈しているため、震災からの復興を目指す両県にとって大きな障害となっている。

これらの風評被害に係る損害について、貴社は原発事故の原因者として一義的に賠償責任を負うものであり、速やかに賠償を行う責務がある。

しかしながら、農林水産業等において多大な損害を被った生産者や事業者に対し、原発事故との相当因果関係の個別立証に過大な負担を強いたり、原子力損害賠償紛争審査会が定めた東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（以下「中間指針」という。）に明示

のないことを理由に賠償に応じようとしなない等の貴社の姿勢に、被害者は強い憤りを感じている。

このため、両県では風評被害の実態について調査等を重ねて来たが、農林水産業や観光業を始めとした幅広い産業分野で風評被害が生じており、深刻な影響が及んでいることが改めて明らかになった。

これまで貴社は、中間指針に従い対応する旨の説明をして来ているが、中間指針では「東京電力株式会社に対しては、中間指針で明記された損害についてはもちろん、明記されなかった原子力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整えた上で、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことを期待する」と貴社が負うべき社会的責任についても明記されているところである。

貴社においては、原発事故の原因者としてその責任を自覚した上で、被害の実態を認識し、被害者の立場に立って損害賠償に取り組み、社会的責任を十分に果たすよう強く要請する。

- 1 中間指針は、「原発事故が収束せず、被害の拡大が見られる状況下、一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したもの」であり、損害賠償の範囲を制限するものではないことから、中間指針に明記されない損害の賠償に関するこれまでの消極的な姿勢を改め、被害者への賠償に誠意をもって取り組むこと。
  
- 2 両県において発生している風評被害の実態を改めてしっかりと認識し、すべての風評被害について、損害賠償の対象として認め、十分で確実な賠償を迅速に行うこと。
  
- 3 風評被害により生産活動や事業活動に支障を来たした生産者や事業者が、その活動を再開・継続するために必要となった経費についても、広く損害賠償の対象とすること。